



平成 28 年 10 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社シーエスロジネット
代 表 者 名 代表取締役社長 高 木 敏 明
(J A S D A Q ・ コード番号 2 7 1 0)
問 合 せ 先 取締役社長室長 乙 守 俊 秀
T E L (0 5 2) 3 5 4 - 0 0 1 5

テクタイト株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

平成 28 年 9 月 28 日付「支配株主であるテクタイト株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、テクタイト株式会社（以下「特別支配株主」又は「テクタイト」といいます。）は、平成 28 年 8 月 15 日から当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、同社は、平成 28 年 10 月 3 日をもって、当社普通株式 4,497,447 株（当社の総株主の議決権に対するテクタイトの有する当社普通株式の議決権の割合（以下「議決権所有割合」といいます。（注））にして 94.93%（小数点以下第三位を切り捨て）を所有するに至り、当社の特別支配株主となっております。

テクタイトは、当社が平成 28 年 8 月 12 日付で公表いたしました「支配株主であるテクタイト株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）に記載のとおり、同社が、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、当社の株式の全て（但し、テクタイトが所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社をテクタイトの完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主の全員（但し、当社及びテクタイトを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社普通株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をテクタイトに売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行うことを決定したとのことです。

当社は、平成 28 年 10 月 3 日付けでテクタイトより本売渡請求に係る通知を同日受領し、本日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQの上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 28 年 11 月 3 日まで整理銘柄に指定された後、同月 4 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所 JASDAQにおいて取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

（注）議決権所有割合は、議決権比率算定の基準となる株式数（4,737,349 株、以下「基準株式数」といいます。）に係る議決権の数である 4,728 個を分母として計算しております。基準株式数は、当社が平成 28 年 8 月 12 日に提出した平成 29 年 3 月期第 1 四半期報告書（以下「当社平成 29 年 3 月期第 1 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（5,257,950 株）から、同報告書に記載された同年 6 月 30 日現在の当社が所有する自己株式数（520,601 株）を控除した株式数（4,737,349 株）に係る議決権数（4,728 個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

①	名 称	テクタイト株式会社																				
②	所 在 地	東京都墨田区錦糸一丁目10番10号																				
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 松本 能和																				
④	事 業 内 容	電子部品輸入卸売販売、モーター・ブザー等電子部品開発製造販売、電子機器・電子製品の開発製造販売、家電製品・光学機器の卸売事業、EMS事業コンサルティング、E-コマース事業、写真・映像関連の販売・卸売事業等																				
⑤	資 本 金	125百万円																				
⑥	設 立 年 月 日	平成元年4月4日																				
⑦	大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>テクタイトホールディングス株式会社</td> <td>73.60%</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJキャピタル株式会社</td> <td>11.53%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>3.46%</td> </tr> <tr> <td>湯原 育文</td> <td>2.88%</td> </tr> <tr> <td>山本 隆浩</td> <td>1.73%</td> </tr> <tr> <td>堤 和利</td> <td>1.15%</td> </tr> <tr> <td>内山 隆太郎</td> <td>1.15%</td> </tr> <tr> <td>信澤 博之</td> <td>0.58%</td> </tr> <tr> <td>佐藤 一男</td> <td>0.58%</td> </tr> <tr> <td>朴 智鉉</td> <td>1.58%</td> </tr> </table>	テクタイトホールディングス株式会社	73.60%	三菱UFJキャピタル株式会社	11.53%	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.46%	湯原 育文	2.88%	山本 隆浩	1.73%	堤 和利	1.15%	内山 隆太郎	1.15%	信澤 博之	0.58%	佐藤 一男	0.58%	朴 智鉉	1.58%
テクタイトホールディングス株式会社	73.60%																					
三菱UFJキャピタル株式会社	11.53%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.46%																					
湯原 育文	2.88%																					
山本 隆浩	1.73%																					
堤 和利	1.15%																					
内山 隆太郎	1.15%																					
信澤 博之	0.58%																					
佐藤 一男	0.58%																					
朴 智鉉	1.58%																					
⑧	当社と特別支配株主との関係																					
	資 本 関 係	テクタイトは当社株式 4,497,447 株を所有し、当社の議決権総数（平成28年3月31日現在 4,728 個）の 94.93%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同様です。）を所有しております。																				
	人 的 関 係	当社の取締役3名がテクタイトの取締役を兼務しており、当社の取締役1名がテクタイトの従業員を兼務しております。テクタイトの企業グループより従業員1名が当社へ出向しております																				
	取 引 関 係	当社はテクタイトとの間で商品の仕入販売等の取引があります。																				
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	テクタイトは当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。																				

(2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	平成28年10月3日（月曜日）
当 社 取 締 役 会 決 議 日	平成28年10月4日（火曜日）
売 買 最 終 日	平成28年11月2日（水曜日）
上 場 廃 止 日	平成28年11月4日（金曜日）
取 得 日	平成28年11月9日（水曜日）

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、金350円

2. 本売渡請求の内容

テクタイトは、当社の特別支配株主として、本売渡株主に対し、本売渡株式の全部をテクタイトに売

り渡すことを請求することを決定し、当社は、テクタイトより、平成 28 年 10 月 3 日付で本売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は、以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

該当事項はありません。

(2) 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号・第 3 号）

テクタイトは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 350 円の割合をもって、金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

平成 28 年 11 月 9 日

(5) 株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

テクタイトは、本売渡対価を、同社が保有する現預金により支払います。テクタイトは、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しています。

(6) その他の株式売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本売渡対価は、取得後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてテクタイトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手續（以下、本公開買付けと併せて「本取引」といいます。）として、テクタイトが、当社株式の全て（但し、テクタイトが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、最終的に当社をテクタイトの完全子会社とすることを目的とする一連の取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、当社は、平成 28 年 7 月上旬のテクタイトからの本公開買付けを含む本取引についての提案を受け、テクタイトとの間で複数回に亘る協議・検討を重ねる中で、当社を取り巻く経営環境が、スマートフォン及びタブレット端末（以下「モバイル端末」といいます。）の高画質化その他機能の高性能化による高付加価値機能の充実並びに通信会社から提供される大容量データ通信の高速化によって、モバイル端末向けの音楽・映像・ゲーム配信サービスが充実したことに伴い、音楽・映像・ゲーム等のパッケージ

ソフトの市場規模は年々縮小し、当社がレンタル店向けに販売するこれらパッケージソフトの販売数量も年々減少していること等、市場環境の厳しさが増す中、業績改善のための施策として (i) 新規事業の開発、(ii) 既存事業に係るコスト構造の見直しを事業戦略として掲げ、具体的には、(i) 人的資源の適正配置による新規事業開発・営業力の強化、(ii) LED製品等の高付加価値商品の取扱いの拡大、(iii) 余剰在庫の削減による在庫水準の適正化、(iv) テクタイトグループとの経営資源の共有による管理コストの削減等の諸施策を実施し、中長期的な収益向上を実現するためには、既存事業との収支均衡を図りつつ、成長分野へ経営資源を優先して投入することが重要であり、今後は、テクタイトグループと重複する事業部門の集約、テクタイトグループ全体で経営資源の効率的な活用を進めるための合併等の組織再編等、抜本的な構造改革が必要不可欠であるとの認識を共有しました。

さらに、当社がテクタイトの完全子会社となることで、テクタイトグループとの合併等の組織再編を含む意思決定の迅速化を通じて、当社の構造改革を大胆かつ速やかに実行することが可能となり、さらに、テクタイトグループとの営業拠点・物流網の再編成や人的資源の適正配置等の推進による収益力の強化を通じて、当社の安定的な事業基盤の構築に資するとともに、上場維持コストの削減により経営の効率化を図ることができると考え、本取引は当社の企業価値向上に資するものと判断いたしました。

また、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載のクライム・ヒル株式会社（以下「クライム・ヒル」といいます。）より取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）、同「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の二重橋法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、同「③ 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載の第三者委員会から提出を受けた答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、本公開買付け価格である1株当たり金350円は、本公開買付けの実施についての公表日の直近取引成立日である平成28年8月9日の東京証券取引所JASDAQにおける当社株式の終値200円に対して75.00%、平成28年8月9日までの過去1ヶ月間（平成28年7月11日から平成28年8月10日まで）の終値単純平均値198円に対して76.77%、平成28年8月9日までの過去3ヶ月間（平成28年5月11日から平成28年8月10日まで）の終値単純平均値223円に対して56.95%、平成28年8月9日までの過去6ヶ月間（平成28年2月11日から平成28年8月10日まで）の終値単純平均値239円に対して46.44%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること、及び本公開買付け価格が本株式価値算定書による算定結果のうち、市場株価法による算定結果の上限を上回るものであり、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であることも考慮し、本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付け及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上を踏まえ、当社は、平成28年8月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その所有する当社株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、平成28年9月27日、テクタイトより、本公開買付けの結果について、応募株券等の数の合計が2,080,447株となり、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定していないことから、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等の全部の買付け等を行う旨の報告を受けました。この結果、平成28年10月3日（本公開買付けの決済の開始日）付で、テクタイトは、テクタイトが有する当社株式と合わせて議決権所有割合94.93%に相当する当社の株式を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、テクタイトより、平成28年10月3日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織

再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

当社はかかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。その結果、本日開催の取締役会において、(i) 本売渡請求は本取引の一環として行われるものであり、上記の理由から、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本売渡対価は、本公開買付価格と同一であり、上記の理由から、本公開買付価格は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(iii) 下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること、(iv) テクタイトは、本売渡対価の支払いのための資金を、三菱東京UFJ銀行及びみずほ銀行のテクタイトの口座に確保しており、当社としても株式会社三菱東京UFJ銀行作成の平成28年8月10日付残高証明書及び株式会社みずほ銀行作成の同日付残高証明書の写しによりテクタイトによる資金確保の方法を確認していること、加えて、テクタイトの平成28年3月31日時点の貸借対照表によれば、テクタイトの資産の額は3,790百万円、負債の額は3,038百万円であり、資産の額が負債の額を上回っており、また、テクタイトによれば、平成28年4月1日以降、現在に至るまで、資産の額及び負債の額に大きな変動はなく、かつ、本売渡対価の交付日までに、本売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象が発生することは見込まれていないとのことから、テクタイトによる本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、また、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(v) 本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてテクタイトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(vi) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、がそれぞれ認められると判断し、本取引を進めるべく、本売渡請求を承認する決議を致しました。

なお、当社取締役8名のうち、松本能和氏はテクタイトの代表取締役社長を、湯原育文氏はテクタイトの専務取締役を、鵜崎俊也氏はテクタイトの取締役をそれぞれ兼務していることから、本取引に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏はテクタイトの従業員を兼務していることから、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてテクタイトとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

上記取締役会においては、松本能和氏、湯原育文氏、鵜崎俊也氏及び乙守俊秀氏を除いた全ての取締役の全員一致で当該決議を行っております。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

本日現在、当社株式は東京証券取引所JASDAQに上場しておりますが、本売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、本日から平成28年11月3日まで整理銘柄に指定された後、同月4日を持って上場廃止となる予定です。当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQにおいて取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

テクタイト及び当社は、当社がテクタイトの子会社であり、テクタイトが当社株式 4,497,447 株（所有割合：94.93%）を直接所有しており、当社を子会社に行っていること、また、当社取締役 8 名のうち、松本能和氏はテクタイトの代表取締役社長を、湯原育文氏はテクタイトの専務取締役を、鵜崎俊也氏はテクタイトの取締役をそれぞれ兼務していることから、本取引に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏はテクタイトの従業員を兼務していることから、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、テクタイトは、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定しておりませんが、テクタイト及び当社において以下の①から⑥の措置を講じていることから、当社は、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① テクタイトにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

テクタイトは、本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、テクタイト及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである東京共同会計事務所（以下「東京共同会計」といいます。）に対し、当社株式の価値の算定を依頼したとのことです。なお、東京共同会計はテクタイト及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

東京共同会計は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の価値の算定を行い、テクタイトは東京共同会計から平成 28 年 8 月 10 日付で株式価値算定書（以下「テクタイト株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、テクタイトは東京共同会計から、本公開買付けの妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	198 円から 239 円
DCF 法	254 円から 351 円

市場株価法では、平成 28 年 8 月 10 日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所 JASDAQ における平成 28 年 8 月 9 日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 198 円、平成 28 年 8 月 9 日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 223 円及び平成 28 年 8 月 9 日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 239 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 198 円から 239 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、当社が作成した平成 29 年 3 月期から平成 33 年 3 月期までの 5 期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、当社が平成 29 年 3 月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 254 円から 351 円までと分析しているとのことです。

テクタイトは、東京共同会計から取得したテクタイト株式価値算定書の算定結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の平成 28 年 8 月 9 日までの直近 6 ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に勘案し、当社、金岡正光氏及びベイシックとの協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 28 年 8 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 350 円とすることを決定したとのことです。

本公開買付け価格である 1 株当たり金 350 円は、本公開買付けの実施についての公表日の直近取引

成立日である平成 28 年 8 月 9 日の東京証券取引所 JASDAQ における当社株式の終値 200 円に対して 75.00%、平成 28 年 8 月 9 日までの過去 1 ヶ月間（平成 28 年 7 月 11 日から平成 28 年 8 月 10 日まで）の終値単純平均値 198 円に対して 76.77%、平成 28 年 8 月 9 日までの過去 3 ヶ月間（平成 28 年 5 月 11 日から平成 28 年 8 月 10 日まで）の終値単純平均値 223 円に対して 56.95%、平成 28 年 8 月 9 日までの過去 6 ヶ月間（平成 28 年 2 月 11 日から平成 28 年 8 月 10 日まで）の終値単純平均値 239 円に対して 46.44%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。なお、前回公開買付けにおいては、当社株式 2,417,000 株（所有割合：51.02%）を 1 株当たり 350 円で取得しております。当該買付価格は当社が公表している財務諸表や東京証券取引所における当社株式の市場株価の動向等の一般に公表されている客観的な情報に基づきつつ、当社株式の価値に関するその他の諸要素を総合的に考慮した上で、金岡正光氏及び当社との協議及び交渉の結果を踏まえて決定しておりますが、本公開買付価格との差額はございません。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、テクタイトから提示された本公開買付価格及び本売渡対価に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及びテクタイトから独立した第三者算定機関であるクライム・ヒルより、本株式価値算定書を取得しております。なお、本株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

③ 当社における独立した第三者委員会の設置

当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 28 年 7 月 6 日、当社及びテクタイトから独立した、外部の有識者である松本拓生氏（恵比寿松本法律事務所 弁護士）、三浦弘明氏（株式会社中央総合ビジネスコンサルティング常務取締役 公認会計士）及び齊藤健一氏（税理士法人サンク・アンド・アソシエイツ代表社員 税理士）の 3 名から構成される第三者委員会（なお、当社は、第三者委員会の設置当初から上記 3 名を委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。）を設置し、第三者委員会に対し（イ）本公開買付けを含む本取引の目的の正当性、（ロ）本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手の公正性、（ハ）本公開買付けを含む本取引により当社の少数株主等に交付される対価の妥当性、及び（ニ）上記（イ）から（ハ）を前提に、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（以下（イ）から（ニ）を総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

なお、第三者委員会は、平成 28 年 7 月 6 日より同年 8 月 10 日までの間に合計 6 回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、かかる検討にあたり、当社、テクタイト及びクライム・ヒルから提出された資料を検討し、当社、クライム・ヒル及び二重橋法律事務所との質疑応答を行うだけでなく、委員によるテクタイトのファイナンシャル・アドバイザーである東京共同会計を招いての質疑応答を行うことにより、本諮問事項について慎重に審議を行っております。

以上に基づき、第三者委員会は、平成 28 年 8 月 10 日に当社取締役会に対し、本諮問事項につき概ね以下を内容とする本答申書を提出しております。

（イ） いかなる目的でいかなる取引に取り組むかは、本質的に経営の専門家である取締役の裁量による経営判断であることに鑑み、当社取締役会には、経営判断における一定の裁量が与えられていることを前提としつつ、本取引の目的について、当社が置かれた客観的な事業環境や経営課題に矛盾しない、首尾一貫した説明が与えられているか、本取引の目的と取引内容の間に合理的な関係が認められるか、その他、目的の正当性に疑問を抱かせるような事実がないかを検討した。「当社を取り巻く経営環境は、モバイル端末の高画質化その

他機能の高性能化による高付加価値機能の充実並びに通信会社から提供される大容量データ通信の高速化によって、モバイル端末向けの音楽・映像・ゲーム配信サービスが充実したことに伴い、音楽・映像・ゲーム等のパッケージソフトの市場規模は年々縮小し、当社がレンタル店向けに販売するこれらパッケージソフトの販売数量も年々減少していることから、以前にも増して非常に厳しいものとなっており、かかる経営環境のもと、当社の中長期的な収益向上を実現するためには、テクタイトグループと重複する事業部門を集約し、テクタイトグループ全体で経営資源の効率的な活用を進めるための合併等の組織再編等、抜本的な構造改革が必要不可欠であり、上場会社としての独立性及び自主性を維持しながら上記の諸施策を実施するには不確実性が存在することから、当社がテクタイトの完全子会社となることにより、テクタイトグループとの合併等の組織再編を含む上記諸施策の意思決定の迅速化を通じて、当社の構造改革を大胆かつ速やかに実行することが可能となり、さらに、テクタイトグループとの物流施設の共同利用による効率化や人的資源の適正配置等の推進による収益力の強化を通じて、当社の安定的な事業基盤の構築に資するものであると判断される」との経営判断は合理的なものであると認められ、本取引は究極的には中長期的な当社の企業価値の向上、そして同時に、そのための諸施策による一時的な利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化により株価が不安定化するというリスクを一般株主から遮断するために行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であると判断する。

- (ロ) 本取引に係る交渉過程の手続について検討した結果、内部的な意思決定やテクタイトとの交渉において、テクタイトからの影響力を排除するために十分な利益相反回避措置が講じられており、また、実際に行われた交渉の経緯においても、少数株主等の利益の保護を念頭に、本公開買付けの価格を最大限に高めるための粘り強い交渉が行われたものと評価することができ、さらに、かかる交渉においては、独立した外部の専門家としてのファイナンシャル・アドバイザーであるクライム・ヒル及びリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの助言を活用して、判断材料の客観化により恣意性を回避していると認められ、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続きは公正であると判断する。
- (ハ) 本取引により当社の少数株主等に交付される対価について慎重に検討した結果、当社取締役会が定評ある算定機関であるクライム・ヒルからの助言を受けており、その助言内容が合理的かつ客観的な評価に基づいて行われたものであり、また、本取引に係るテクタイトと当社との交渉も、独立した当事者間の交渉と同等であると評価することができ、さらに、その交渉結果として合意された本公開買付け価格に付されているプレミアムの水準についても、過去の非公開化を目的とした公開買付け事案と比較して遜色のない水準のプレミアムが付されているものと推認することができると判断するものであり、本取引により当社の少数株主に交付される対価は妥当であると判断する。
- (ニ) 本取引が少数株主等にとって不利益でないか否か、そして、それを踏まえ本公開買付けに当社取締役会が賛同意見を表明することの是非について慎重に検討した結果、少数株主等に対する強圧性は認められず、また、少数株主等にとって十分な判断機会が確保されており、さらに、少数株主等にとって特段の不利益となるような事情が認められず、これらを踏まえ、本公開買付けに当社取締役会が賛同意見を表明することは妥当であると判断する。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び公正性を確保するため、当社及びテクタイトから独立したリーガル・アドバイザーとして二重橋法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社取締役会は、二重橋法律事務所から得た本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言及び第三者算定機関であるクライム・ヒルから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社取締役会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、平成28年8月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議し、また、本日開催の当社取締役会において、テクタイトより平成28年10月3日受領した同日付けの本売渡請求に係る通知を受け、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役8名のうち、松本能和氏はテクタイトの代表取締役社長を、湯原育文氏はテクタイトの専務取締役を、鵜崎俊也氏はテクタイトの取締役をそれぞれ兼務していることから、本取引に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏はテクタイトの従業員を兼務していることから、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてテクタイトとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

上記取締役会においては、松本能和氏、湯原育文氏、鵜崎俊也氏及び乙守俊秀氏を除いた全ての取締役の全員一致で当該決議を行っております。

⑥ 公開買付け価格の公正性を担保する客観的状況の確保

テクタイトは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、テクタイトは、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しているとのことです。テクタイトは、公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式についてテクタイト以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 今後の見通し

本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及びテクタイトの両社間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

テクタイトは、当社の親会社であるため、本売渡請求に係る承認は支配株主との重要な取引等に該当します。当社は、平成28年8月2日に開示したコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引については、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がされており、少数株主に不利益を与えないよう公正かつ適切に対応する旨を記載しております。

当社は、本売渡請求に関し、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと考えております。

また、当社は、第三者委員会から平成 28 年 8 月 10 日付で、本取引に係る当社の意思決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する本答申書を取得しております。なお、当該意見の詳細については、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。

以上